

議案第16号 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

新型コロナウイルス感染症を定義している引用政令が廃止されたことに伴い、同感染症に係る特殊勤務手当を定める規定につき所要の改正を行うもの。

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例(平成11年小松島市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</u> <u>をいう。以下同じ。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条第2項及び第4条の規定は適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条第2項及び第4条の規定は適用しない。</p>	<p>改正</p>